福島市一般廃棄物処理基本計画の策定

① 閲覧用

1　はじめに

一般廃棄物処理基本計画とは

福島市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条第１項に基づき、ごみ及び生活排水の適正な処理を確保するとともに、食品ロス削減推進計画を包含し、ごみの減量化・資源化を総合的かつ計画的に推進するための計画です。市民・事業者・行政の共創のもとそれぞれの役割を果たしながら、ごみ減量・資源化施策、生活排水対策及び食品ロス削減施策を推進し、持続可能な資源循環の実現を目指します。

計画の位置づけ

第７次福島市総合計画（Ｒ９～Ｒ１６）

第４次福島市環境基本計画（Ｒ９～Ｒ１２）

第６次福島市一般廃棄物処理基本計画

- ごみ処理基本計画
- 生活排水処理基本計画
- 食品ロス削減推進計画

整合･連携

【関連計画】
・福島市分別収集計画
・福島市災害廃棄物処理基本計画

計画の期間

令和９(2027)年度　～　令和12(2030)年度（４か年間）

計画の範囲

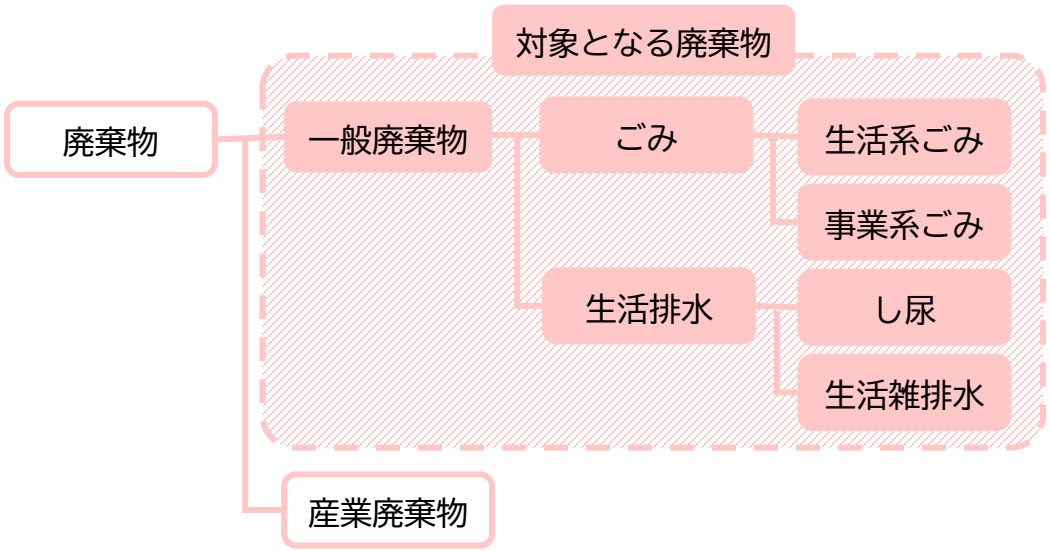

福島市一般廃棄物処理基本計画の策定　②

2　現状と課題

現　状

(1) ごみ処理の現状

● ごみの総排出量は、平成27年度をピークに減少に転じているものの、全国平均と比較すると多く、依然として高止まりの水準にあり、家庭系ごみ・事業系ごみともさらなる減量化が求められる。

● リサイクルは一定程度進んでいるものの、燃やすごみの中には、紙類やプラスチック類、など資源化可能なものが多く含まれおり、資源化の取組を推進する必要がある。

● ごみ減量化・資源化の推進により最終処分量は減少しているものの、最終処分場の容量には限りがあるため、将来にわたり安定した処理体制の確保が求められる。

(2)生活排水処理の現状

● 汚水処理人口普及率は向上しているものの、依然として下水道未接続世帯や単独処理浄化槽利用世帯があるため、さらなる生活排水処理対策が求められる。

(3)食品ロスの現状

● 家庭系・事業系を合わせて年間約6,800トンの食品ロスが発生しており、本来食べられる食品が焼却処理されている。

(4)社会情勢の変化

● 人口減少・少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化により、廃棄物行政を取り巻く環境は大きく変化。

● 食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環促進法の施行、国の第五次循環型社会形成推進基本計画におけるサーキュラーエコノミーへの転換など、新たな社会的要請への対応が求められている。

課　題

ごみ排出量の更なる削減と再利用・資源化に向けた、**ごみ減量化・資源化施策の強化**が必要

限りある資源を持続的に有効利用するため、社会・経済活動と結びつける**循環型経済の推進**が必要

人口減少や施設老朽化等を踏まえた、**持続可能なごみ・資源物処理体制の構築**が必要

将来にわたり安定した最終処分を継続するため、**埋立量削減による最終処分場の延命化**が必要

公共用水域の水質保全と生活環境の向上に向けた、**生活排水処理対策の推進**が必要

資源の有効活用と環境負荷低減に向けた、**食品ロス削減の更なる推進**が必要

福島市一般廃棄物処理基本計画の策定　③

3　目標値や基本方針、施策の体系等

ごみ処理基本計画

基本理念

持続可能な循環型社会の構築

目　標

1 家庭系ごみ※	2 事業系ごみ	3 最終処分量
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 480g以下	年間事業系ごみ排出量 17,400t以下	年間最終処分量 6,500t以下

※燃やすごみ、埋めるごみ、粗大ごみの合計量(資源物、集団資源は除く)

基本方針	基本施策
1　市民・事業者・行政の責務の明確化	①市民・事業者との共創による適正処理の推進
	②市民との共創による適正排出の推進
	③事業者との共創による廃棄物の抑制及び再利用の推進
2　ごみ減量プラス資源化	①家庭系ごみの減量化・資源化の推進
	②事業系ごみの減量化・資源化の推進
	③新たな視点によるごみの減量化・資源化の推進
3　循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進	①循環型経済（サーキュラーエコノミー）の普及啓発
	②ごみ発生抑制の取り組みに対する支援
	③地域循環型の資源活用・廃棄物削減の促進
4　持続可能なごみ・資源物処理体制の構築	①処理施設の計画的整備と維持管理の推進
	②廃棄物処理のリスク管理とレジリエンスの強化
	③安全・安心な処理体制の確立
5　最終処分場の延命化	①環境保全に資する適切な管理の徹底
	②廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進
	③最終処分場の現状に対する市民理解の促進

生活排水処理基本計画

基本理念

水資源の保全と公衆衛生の確保

目　標

汚水処理人口普及率
令和12年度末　95.3%以上

基本方針

1　下水道への接続や合併処理浄化槽の設置の促進
2　生活排水処理施設の整備と適切な維持管理

基本施策

（生活排水処理対策）
①単独処理浄化槽やし尿汲み取りに対する取組
②生活排水処理率の向上と水質改善
③浄化槽の維持管理

（し尿・汚泥処理計画）
○収集運搬　－　許可業者による収集運搬の継続
○処　　理　－　下記処理施設による処理の継続
○処理施設の適正な維持管理
－　点検、改修等による長寿命化

食品ロス削減推進計画

行動指針

一人ひとりの一歩で、無駄のない社会へ

目　標

燃やすごみに占める食品ロスの割合
令和12年度末　6,290t以下
【令和４年度を基準値とし8%減を目指す】

食品ロス削減に向けた取り組み

①食品ロス削減の取組
―発生抑制（リデュース）の推進―
・購入時において食品を無駄にしない
例：てまえどり、ふくしまタベスケ　など
・調理時や飲食時の食品廃棄物の削減
例：過剰除去の抑制、食べ残し削減　など
・ごみの組成分析による食品ロス発生量等調査

②生ごみ削減の取組
―資源化（リサイクル）の推進―
・生ごみ処理容器を活用した減量化・資源化
例：キエーロ、コンポスト　など
・食品廃棄物の資源循環
例：食品残さの堆肥化　など